



フリーランスをめぐる取引の適正化の現状と展望

フリーランス法（第2章）の施行による影響及び実務的留意点

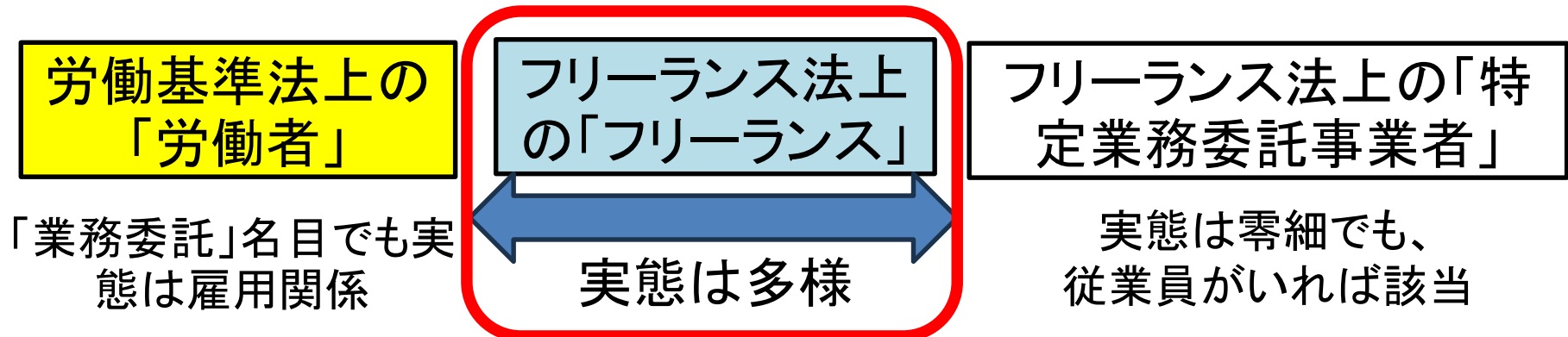
2025年7月25日

弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所

弁護士 藪内 俊輔

フリーランス法の影響

- 事業者間取引だが、独禁法・下請法での法執行は活発であるとはいえない状況だった（フリーランス法の適用範囲は後述）。
- 実態からみて、フリーランス法上の「特定受託事業者」（フリーランス）か、「**（労働基準法上の）労働者**」か、判断される（厚労省「労働基準法における『労働者』に関する研究会」）。
- 「特定受託事業者」のなかでも、特定の発注側事業者（（特定）業務委託事業者）への**依存関係**の程度、継続的取引か否か等、実態は多様であることが、より意識されるようになった。



フリーランス法の影響

- 取引条件の明示義務を果たすため、自社におけるフリーランスとの取引の把握が必要になる。
- ①法律の定義に合わせて実態を把握するか、②フリーランスに当たる可能性のある零細事業者を広く対象として把握するか、いずれの方法もありうる。
- 取引期間は、一旦短めにしておくという判断になりそう。

スポット的取引の
「フリーランス」

①従前からの、または、新たに定める条件が明示され、明確化される。

継続的な取引の
「フリーランス」

①+②(委託期間中には、減額等をするとならばフリーランス法違反になるため)委託期間をある程度の短期間で区切らざるをえなくなる。更新を繰り返した場合は更新拒絶等が制限される可能性はある。

フリーランス法の影響

- 業務委託事業者の禁止行為（5条）を予防するために、発注担当者に注意点の周知が必要になる。
- （下請法では適用対象にならない）自家使用にあたる委託取引も適用対象に含まれ、下請法に触れたことがない部署も、フリーランス法対応が必要になる。

- 「カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託すること。」「プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託すること」は、**自ら用いる役務の委託**に該当し、**（注：下請法における）役務提供委託に該当しない例**にあげられている。
- また、放送番組、アニメーション等の情報成果物の作成において、その作成に必要な役務（監督、AD、俳優・声優、照明、撮影等の作業自体）の提供を委託する行為は、自家使用役務の提供委託であり、**下請法の適用対象にならない**。
（公取委・中企庁「下請取引適正化講習会テキスト（令和6年11月）」14頁、15頁）

株式会社光文社に対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



(特定業務委託事業者)

(株)光文社

業務委託の内容

月刊誌等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、**ヘアメイクの実施等**

違反行為の概要

特定受託事業者31名に対し、

- 業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注1)
- 報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**(注2)

(特定受託事業者)

フリーのライター、
カメラマンなど

勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
- ②特定受託事業者との取引について、
取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の
観点から問題が生じていなかったのかを調査し、
問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③研修を行うなど、社内体制を整備 など

(注1) 取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務

給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

フリーランス法と下請法

- 原則、下請法よりフリーランス法が優先的に適用される
(公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」)。

フリーランス法上の(特定)業務委託事業者
資本金は無関係、従業員を使用している
特定業務委託事業者のうち資本金1000万
以下で親事業者にあたらない発注者

下請法上の親事業者
資本金要件(+従業員数)

フリーランス法の委託取引は
下請法適用対象取引に加え、
役務提供委託に建設工事委
託含み、自家使用も含む。

自家使用

下請法上の委
託取引
(下請法改正で
発荷主の運送
委託が追加)

フリーランス法上の特定業務受託事業者
従業員を使用していない

下請法上の下請事業者
資本金要件(+従業員数)

フリーランス法の実務的留意点

- フリーランス法対応の必要性自体の認識が欠けている場合のほか、対応の必要性は認識しているが遵守体制が発注部門等に落とし込めていない場合も、問題になる。
- 発注担当者は、取引条件の明示、支払期日の設定・支払、対価の設定（買ったたき）に関するルールの正確な理解は必須になる（下請法改正に影響で、フリーランス法でも、振込手数料の控除が不当減額として違反になる）。
- その他の禁止行為も、フリーランスとの合意、了解を得た上であっても違反になることはある等の誤解しやすいポイントの周知は必要であるが、業種等による個別ケース（やり直し、発注内容変更）の発生頻度に応じ、事業に即した社内ルールを明確化することも考えられる。

カバー株式会社に対する勧告等について

カ
バ
ー
（
株
）
（
親
事
業
者
）

下請取引の内容



インターネットを通じて配信するいわゆる「VTuber動画」等に用いるイラスト、動画用2Dモデル、動画用3Dモデルの作成

違反行為の概要

勧告 不当なやり直しの禁止

カバーは、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた。
(下請事業者23名に対し、243回)

指導 下請代金の支払遅延の禁止

カバーは、上記の不当なやり直し等により、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかった。
(遅延利息は下請事業者29名に対し、約115万円)

下
請
事
業
者

勧告の概要

- ① 不当なやり直しによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- ② 今後、不当なやり直しを行わないことを取締役会の決議により確認すること
- ③ 情報成果物の作成を委託している下請事業者との取引において、令和4年4月1日から令和6年10月25日までの間に下請法第4条第2項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

指導の概要

下請代金の支払遅延の禁止に関して、勧告に基づく調査において問題が認められた場合に下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

公正取引委員会令和6年10月25日報道発表資料「カバー株式会社に対する勧告等について」

(株)KADOKAWA及び(株)KADOKAWA LifeDesignに対する勧告

親事業者

KADOKAWA

令和6年4月1日に、
雑誌レタスクラブに
係る全事業を承継。

KADOKAWA
LifeDesign(注)

(注) KADOKAWAが全額出資
する同社の子会社。
令和6年10月1日に「(株)毎日
が発見」から商号変更。

<下請取引の内容>

雑誌「レタスクラブ」の記事作成及び写真撮影業務

<違反行為の概要>

買ったとき
(下請法第4条第1項第5号)



① KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、令和5年4月発売号以降の雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(26名)に委託する際の単価を、下請事業者と十分に協議することなく、従前の単価から一方的に引き下げた。発注単価の引下げ幅は最大で約39パーセントとなった。

② KADOKAWA LifeDesignは、令和6年4月1日以降、雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(21名)に委託する際の単価について、承継前にKADOKAWAが一方的に決定した単価をそのまま適用している。

下請事業者



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

KADOKAWA及びKADOKAWA LifeDesignは、

- 雑誌レタスクラブの記事作成業務等の下請代金の額について、引き下げた単価を適用した時期に遡って引き上げること
- 今後、買ったときを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

公正取引委員会令和6年11月12日報道発表資料「株式会社KADOKAWA及び株式会社KADOKAWA LifeDesignに対する勧告について」



株式会社日本セレモニーに対する勧告（概要）

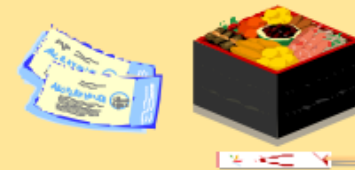
（株）日本セレモニー（親事業者）
（冠婚葬祭式の施行等）

●下請取引（委託）の内容

- ・業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るブライダルビデオの作成
- ・業として作成し自ら使用する葬祭式の施行に係るメモリアルビデオの作成
- ・業として消費者から請け負う冠婚葬祭式の司会進行等の実施

●違反行為の概要（購入・利用強制※）

- ・発注担当者等の取引に影響を及ぼす者が、
下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、
おせち料理・ディナーショーチケットの購入を要請
- ・要請を受けた下請事業者は、総額 **272万円** 分を購入



下請事業者（23名）

（株）日本セレモニーは、過去に同様の違反行為について勧告を受けたにもかかわらず
下請法遵守体制の整備・運用を適切に行わず、再び同様の違反行為を行っていた。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、おせち料理等の購入金額から下請事業者が得た利益に相当する額を控除した額及び下請事業者がおせち料理等の購入に当たって負担した振込手数料を速やかに支払うこと
- 今後、購入・利用強制を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 下請事業者が利用できる通報制度を整備し、その旨を公表・下請事業者に通知すること
- 下請事業者への物品販売時、その販売が下請法を遵守して行われたことを確認する体制を整備すること など

※購入・利用強制

（下請法第4条第1項第6号）

下請法は、下請事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに親事業者の指定する物の購入又は役務の利用を強制することにより、下請事業者にその対価を負担させることを禁止している。

実務的留意点

- コンプライアンス体制整備のためには、発注担当者への「教育」に加え、ミスの未然防止、早期発見の発注関連「システム」も合わせて検討することが望ましい。
- 「教育」面、ソフト面
 - 経営層からの社内周知、業務マニュアルの作成、継続的な研修、悩んだ場合の相談窓口の周知・対応、定期監査等
- 「システム」面、ハード面
 - 取引条件の明示について連絡手段ごとのひな形、基本契約書のひな形、請求書発行の督促のひな形、請求書未着のアラート設定、やり直しの必要回数を明示した見積依頼書のひな形等の作成・利用の周知等

ご清聴ありがとうございました。

ご質問等がありましたら、下記にご連絡いただければ幸いです。

● 藪内 俊輔

- E-mail : s-yabuuchi@kitahama.or.jp
- 弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所 パートナー
- 2001年神戸大学法学部卒業。2002年神戸大学大学院法学政治学研究科経済関係法専攻博士課程前期課程修了。2003年弁護士登録。2006～2009年公正取引委員会事務総局審査局にて勤務。公取委での勤務経験を活かし、独禁法、景表法及び下請法を専門分野とし、企業への実務的アドバイスを行っている。2016年～2020年神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授。2023年～同非常勤講師。



- 弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
TEL : 03-5219-5151(代) FAX : 03-5219-5155
- 北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
TEL : 06-6202-1088(代) FAX : 06-6202-1080
- 弁護士法人北浜法律事務所 福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1丁目2番25号 キャナルシティ・ビジネスセンタービル
TEL : 092-263-9990(代) FAX : 092-263-9991